

下官集の諸本

——付・大東急記念文庫蔵「定家卿模本」翻刻——

浅田 徹

要旨 藤原定家の下官集は定家仮名遣の基本資料として多くの研究があるが、書誌的な検討がまだ進んでいないように思われる。また、仮名遣史研究と和歌研究との二つの領域の情報交流も十分ではない。本稿は研究史を整理・評価しつつ、下官集諸本として知り得たものを書誌的に記述していくことで、二つの領域の相互交流のための基盤を整備する。また、善本の翻刻を付載して今後の研究に役立てることとする。

目次

一、はじめに

二、伝本一覽と伝本研究史

三、一類本について…伝本1～5

四、一類本について…伝本6・7（和歌玉屑抄本）

五、一類本について…伝本8～10（了俊・正徹相伝本）

六、二類本について

七、三類本について

八、まとめ

翻刻

一、はじめに

下官集の研究は、言うまでもないことながら国語学（仮名遣史）の領域で進められてきた。定家仮名遣は近代以前に行われた仮名遣の代表であるから、定家自身がその規則について述べた下官集が基本的文献として多くの研究の対象になっているのは当然のことである。大野晋氏の記念碑的研究を始め、小松英雄・迫野虔徳など諸氏による研究が積み重ねられている。現在は定家の残した自筆資料群から直接にその表記原理を抽出する試みが盛んであり、またそれは定家以後の表記資料に関しても同様に試みられている。検討の対象もすでに下官集に記されたいくつかの仮名遣

を越え、すべての音節に対する異体仮名相互の使い分けのレベルで議論が進められているのは周知のことであろう。

私は国語学の領域には暗いので研究の現状を改めて総括することは避けるが、なお残された問題は少なくないのである。下官集は紛れもなく定家歌学の資料であるが、その面から見た検討はほとんどないように思われるのである。国語学の立場からは捨象されざるを得ない事柄でも、歌学史の上からは重要な意味が含まれていることがある。従来も、国語学者自身から何度か「下官集は歌学の書物であって、表記の一般論ではない」ことを忘れるべきではないとの提言が行われている。それを具体的な読みに結び付ける作業は国文学者に委ねられているわけであろう。本稿の興味からすると、これまでの研究で不足していることは、大きく言って次の二点である。

1、下官集の書誌的検討。どのような伝本があり、それぞれの本文はどのような享受をくぐっているのか。定家自筆の本文は一種類なのか。またそれは復元し得るのか。

2、定家個人にとつて、下官集に記した事柄はどのような意味を持っていたか。成立はいつごろか。なぜその頃このような著作が書かれたのか。定家歌学全体の中でどのような位置を占めるものと評価されるか。

国語学の研究者は近年下官集自体についての検討を離れる傾向があり、それは研究の対象がすでに下官集レベルの規定では捉え切れない事象に移っているという事情もあるし、実際に定家が書いた資料や定家仮名遣に依拠した膨大な資料群に直接向かい合うほうが表記史の実態に迫り得るという理由もあるであろう。しかし定家研究・歌学史研究の立場からは右に掲げた二つの問題は回避できない事柄である。残念ながら十分な解明は今の私には不可能なのであるが、本稿ではこのうち前者に的を絞り、諸本の内容を報告することで基礎的な情報を提示したいと思う。すぐ後で

述べるが、下官集の書誌情報は従来断片的にしか示されておらず、国語学と和歌研究の両方の情報をまとめておくことが今後の研究の進展のためにどうしても必要なのである。

また、善本の翻刻が行われていない現状に鑑み、抛るべき本文を提示することにした。作品論については別に私見を述べる機会を得たいと考えている。

二、伝本一覽と伝本研究史

下官集の伝本は（主に書名がまちまちなため）どれ程存在するのか判然としない。小さな伝書なので、他の作品と合写されていることも多く、埋もれている伝本はかなりあるのではないかと思われる。私が内容を確認し得た伝本は次の十五本である。（一）内は本稿で主に使用する略称である。

〔一類本〕

- 1、大東急記念文庫蔵「定家卿模本」（定家模刻本）
- 2、京都大学文学部国文学研究室蔵「定家卿書式」本（京大模本）
- 3、天理図書館蔵冷泉為満筆本（天理本）
- 4、東京大学国語学研究室蔵九条家旧蔵本（九条家本）
*国語学会編『国語学史資料集』（武蔵野書院、昭54）
に全文を影印。
- 5、国文学研究資料館寄託久松家本「定家卿十牀」所収本（久松本）
- 6、水府明德会彰考館蔵和歌玉屑抄本（彰考館本玉屑抄）

7、ノートルダム清心女子大学付属図書館黒川文庫蔵和歌玉屑抄本（黒川本玉屑抄）

8、京都女子大学図書館吉沢文庫蔵「歌学書」所収本（吉沢本）

9、京都大学図書館蔵平松家本「西公談抄」所収本（平松本）

10、国立歴史民俗博物館蔵高松宮旧蔵本「西行上人談抄」所収本（高松宮本）

*未見の本……橋本研一氏蔵定家模刻本・聖護院蔵本・大野晋氏蔵本

*補助資料……言塵集第三所収「和字文字仕の事」

〔二類本〕（和歌愚僻抄本）

11、国立歴史民俗博物館蔵高松宮旧蔵本（高松宮本愚僻抄）

12、三康記念図書館蔵本（三康本愚僻抄）

*未見の本……橋本研一氏蔵為相奥書本

〔三類本〕（二種連写本）

13、水府明德会彰考館蔵「会席作法」所収本

14、東京大学文学部国語学研究室蔵新宮城旧蔵本（新宮城本）

*赤堀又次郎「語学叢書」（明34、東洋社）に翻

刻。

15、静嘉堂文庫蔵色川三中旧蔵本（静嘉堂本）

*未見の本……島原図書館松平文庫蔵本

以上三類に分けたが、三つのグループにつきまず簡単に述べておこう。一類本としたのが下官集として一応基本的な形態の本である。その根源には恐らく伝本1定家模刻本の基になった定家自筆本が存在するものと想定されている。ただし「下官集」という書名はこの系統の本には見られず、三類本による呼称である。この系統は本来は「僻案」と名付けられていたとおぼしいが、僻案抄と紛らわしくなるので慣例に従う。

次に二類本は本文的にも一類本と無視できない差異を示すが、形態的には定家が歌会の作法を記した和歌会次第のあるヴァージョンと合体していることが特徴である。現存本ではさらに袋草紙からの抄出が加わっている。

最後に三類本は、二つの下官集を前後に並べた特異な形態（前の方は後人の増補が加わる）である。

現在残っている写本は新しい写しが多いとは言え、鎌倉期に遡るかと思える本（橋本研一氏本）もあり、鎌倉中期の段階での享受を示す奥書も複数見られる。資料的には恵まれた作品と考えてよいであろう。

ここで従来の伝本研究について略述したい。国語学・国文学の両領域で情報がどう提示されてきたかをまとめておくことが必要だと思われる。なお、後で諸本について述べる際、ここに掲げた諸研究は煩を厭うて再説しないことがあるので了承されたい。

本書の伝本研究としては、まず赤堀又次郎ほかによる『国語学研究書目解題』（明35）が群書一覧などに基き略述し、また赤堀が『語学叢書』に東京帝国大学国語研究室蔵新宮城旧蔵本（伝本14）を翻刻したことが嚆矢であった。なおこの「叢書」は第一巻しか出なかったのではないかと思われるが、仮名遣書を集め翻刻しており、後の『国語学大系』のようなシリーズを目指したようである。このとき赤堀は他にも二・三本の写本を見ていたが、定家本の模刻は見られなかったと記しており、結果として善本の翻刻にはならなかった。なお、昭和36年に『国語国文学研究史大

成15 国語学』(三省堂)が下官抄^{ゲカンセウ}全文を掲げて頭注を施す(現在まで唯一の注釈)が、これは『語学叢書』の翻刻を底本にしたものであった。

次いで吉沢義則が「定家の仮名遣」(芸文、大10・5)、『国語国文の研究』昭2、岩波書店に収録)を発表する。定家と定家仮名遣との関係を、当時知られていた資料から突き詰めようとしたもので、特に定家と行阿仮名遣とを切り離したことが先駆的な業績として評価されるが、その中で定家模刻本は恐らく定家真筆を基にしたものと見てよからうと述べ、また予楽院による正徹筆本の謄写本を紹介し(吉沢の旧蔵書で、現在京都女子大学吉沢文庫に保管される伝本8「歌学書」がそれであろう)、さらに末流の資料(行阿仮名遣の巻末に付載されるもの)をいくつか挙げている。

吉沢が監修し、京都帝国大学国語研究室による国語学史シリーズの一冊として構想された木枝増一「仮名遣研究史」(昭8、贅精社)は「定家仮名遣」の章に「三藐院関白臨定家卿書」(定家模刻本)・下官集(語学叢書本)・「予楽院筆文字仕」(吉沢本)を取り上げ、後二者の仮名遣部分を翻刻している。ただ三者の関係はやや曖昧である。三つは同一作品とは必ずしも理解されず、類似の内容を持つ別々のものとして処理されている如くである。下官集が定家の「作品」であるという認識は、それほど古いものではない。これには、行阿が定家仮名遣を親行の案と称したことに研究者がかなり遅くまで引きずられたことも関係していよう。戦後には親行案出説は次第に顧みられなくなっていくのであり、それは状況から見て正しい処理である。

橋本進吉もやはり東京帝大にあった写本を中心に、いくつかの本を比較検討していたが、その本文メモが『国語学大系九 仮名遣一』(昭13、厚生閣)の翻刻底本となった。基になっているのは東京帝大蔵の不忍文庫旧蔵本(関東大震災で焼失)で、『語学叢書』と同形態の伝本であるが、随所に彰考館本(伝本13。「水戸本」と記されている)や定家模刻本(橋本蔵。「定家本」と記す)による校異が示され、誤脱を正す手掛かりを与えている。ただし、『語学叢書』『国語

学大系』『国語国文学研究史大成』が揃って問題の多い三類本を採用してしまったことは、下官集研究の進展のためには決して望ましいことではなかった。

戦後、大野晋氏の「仮名遣の起源について」（国語と国文学27—12、昭25・12）が発表されて大きな話題を呼ぶ。その内容について細説する必要はないと思うが、その中で大野氏は東大国語研究室に入った九条家本（伝本4）を用いている。これは書写も古く、善本であつて、後に国語学会が『国語学資料集』に影印しており、現在公刊されている下官集本文の中では最も信頼すべきものである。大野氏は後に「藤原定家の仮名遣について」（国語学72、昭43・3）で注意すべき下官集伝本として九条家本のほか、定家模刻本（大東急記念文庫蔵本＝伝本1・橋本研一氏蔵本）・天理図書館蔵為家本（為満筆本＝伝本3）・橋本研一氏蔵為相奥書本・了俊正徹本（大野氏蔵本）を挙げ、それぞれの内容について簡単に触れておられる。現在のところこの論文が下官集の伝本論としては最も詳しいものであろう。なお、伝定家自筆本文を伝える本として重要な定家模刻本の本文については、石坂正蔵氏「定家の区別した仮名について」（国語学46、昭36・9）にごく一部分のみの写真が掲載されている。また大野氏の二つの論文は一つにまとめられ、定家筆本の仮名遣用例資料を加えて『仮名遣と上代語』（昭57、岩波書店）に収められている。

一方、下官集の伝本についての研究は全く別方面からも進められていた。それは定家の近代秀歌と仮名本詠歌大概の研究である。近代秀歌は周知の通りいくつかのヴァージョンがあり、特に流布本系統（近代六歌仙の和歌を例歌として付載する）と自筆本系統（定家八代抄からの抜粋を例歌とする）との違いがよく知られているが、この両方の例歌群を合せ持つ独特な形態の伝本グループとして、「秘々抄本系統」と呼ばれるものがある。この系統は他の作品と合写されているのが普通であるが、その中に下官集が含まれることがあるのである（仮名本詠歌大概も同じ）。実は吉沢義則旧蔵「歌学書」がまさにそのような合冊形態の写本なのであるが、和歌研究者は近代秀歌のみに注目し、国語学研究

者は下官集のみに注目して紹介していた。

田中裕氏「師説自見集と了俊相伝定家歌論書」(大阪大/語文20、昭33・6。「師説自見集をめぐって」と改題して『中世文学論研究』昭44に収録)は京都大学図書館平松家本(伝本9)を紹介、「秘々抄」のほか仮名本詠歌大概につき了俊がいかに関与したかを詳しく論じた。そのことは同本に合写された下官集にも当然少なからぬ知見を与えるものである。その後稲田利徳氏「正徹と了俊―師事過程と歌書相伝をめぐって―」(国文学攷54、昭45・9。「正徹の研究」昭53に収録)が題目に示すような視点から平松家本と高松宮本(伝本10)につき検討を加え、福田秀一氏が以上の諸本につき総合的に検討した(最終的に『中世和歌史の研究』昭47、角川書店の「近代秀歌の諸本とその成立」にまとめられる)。8吉沢本は一時所在不明とされていたが、今井明氏「『仮名本詠歌大概』の問題」(中世文学30、昭60・5)が京都女子大学図書館にあることを確認し、内容を報告した。ただし以上のいずれの論文も、下官集部分の内容にはまったく触れていない。さらに、これも定家研究の立場から下官集に触れたものに川平ひとし氏「定家著『和歌書様』『和歌会次第』について―付・本文翻刻―」(跡見学園女子大学紀要21、昭63・3)がある。題名の通り定家の歌会作法書群を翻刻したものであるが、多様な形態を取るそれらの学書のうちに、下官集と和歌会次第とをセットにしたグループが存在するのである。川平氏は「和歌愚僻抄」などと呼ばれるその伝本(高松宮本・三康本)の校本を提示している。これはもともと高松宮本について井上宗雄氏「中世歌壇史の研究 南北朝期」(71〜72頁)が為相研究の面から考証していたのに基づく。川平氏はさらに大野晋氏の紹介した橋本研一氏蔵為相與書本が和歌愚僻抄と同じものであるう事を指摘されている。この論文には下官集についてかなり踏み込んだ発言があり、本稿もその指摘を受け継いでいるところが少なくない。また、同氏「真名本から仮名本へ―『詠歌大概』享受史』措定のために―」(跡見学園女子大学紀要19、昭61・3)にもいくつかの伝本が紹介され、有益である。これらは現在のところ和歌研究の側からなされた最も注目すべき成果

と言えるだろう。

もう一つ、龍谷大学の研究者達が聖護院所蔵資料の調査を行った際、下官集が一本出現し、中村元氏がそれを紹介された（聖護院蔵「下官集」について）中世文芸論稿8、昭58・11）。実はこれは非常に重要な情報を含む紹介だったのであるが、国語学者にはあまり知られていないのが残念である。

以上、簡単に伝本研究史を振り返って見たが、まだ言及されていない本もあり、すでに紹介された本についてもやはり詳しい検討が必要である。次節からはグループごとにその内容をまとめながら、伝来の問題を中心に考えてみたい。

三、一類本について…伝本155

1、大東急記念文庫蔵定家模刻本（古梓堂旧蔵本。整理書名「定家卿模本」、函架番号3—25—1553）

タテ263×ヨコ166cm、版本（陰刻）折帖一帖。刊年不明（木枝増一「仮名遣研究史」は「寛政頃」とする）。井上慶寿蔵版か。本文は全九紙であるが末尾一紙は補写。詳しい書誌は全文の影印と合わせて別に報告する予定なので省略する。

本書の来歴は巻末奥書群により明らかである。大野氏も詳しく紹介しておられるように、二条為衡（為遠男）が定家自筆本を足利満詮（養徳院）に献じ、それを大僧正義運（満詮男。家集「花の宿」がある）らしい人物が伝領した。この経緯を三条西実隆（逍遙子）が享禄元年（1528）閏九月二十八日に加証している。後に堀尾吉晴が所持していた際、近衛信尹（三貌院）が慶長八年（1603）四月二十五日に全体を模写したのが模刻本の原本である。

さて、模刻本の印象は確かに定家筆を思わせ、書入れなどの生々しさ、本文の優秀性もそれに矛盾しない。もちろん確定はできないが、三貌院が模写したのは定家自筆ないしそれに準ずるもの（透写など）と見てよいのではないだ

ろうか。極めて貴重な資料なので、本稿では全文の翻刻を末尾に掲げた。但し、大東急本自体の欠損のほか、原本が損傷して写本の下端の字が失われていたのではないかと思われる箇所、卷子本を折帖に改めた時の割り付け調整で誤って落ちてしまったらしい一行（仮名遣用例の「へ」の項の「とへ問答 こたへ おもへは」、大野氏指摘）などがあり完璧ではない。翻刻では大東急本独自の欠損については2京大模本で補い、4九条家本・7黒川本玉屑抄の校異を示すことで参考とした。なお大野氏「仮名づかいの歴史」（『岩波講座日本語 8 文字』昭52）に仮名遣用例部分の翻刻がある（私の翻刻とはやや判読に違いがある。主に原本が難読の字についてであるので、大野氏のものも併せ参照頂きたい）。ここで該本に基づき、下官集全体の構成を概観しよう。

(I) 表紙裏書（あるいは「袖書」）部分

「僻案」と端作りし、本文とは明らかに違う覚書きふうの筆致（しかし定家筆と思われる）で「此廿余年」ほどの「え・へ・ゑ」の仮名遣の乱れについて述べる。

(II) 書初草子事

仮名文学作品の第一丁はオモテから書くか、ウラから書くかについて。

(III) 嫌文字事

仮名遣について定家の指針を示した部分。

(IV) 仮名字かきつゞくる事

文節や歌句の区切りを無視した連綿を避けるべきこと。

(V) 書歌事

和歌を二行書にすると、上下の句の切れ目で改行すべきこと。

(VI) 草子付色々符事^{シルシ}

目指す部立を開きやすくする為の目印を貼付する方式について。

下官集伝本の中で最も問題になるのは (I) 「表紙裏書」があるかないか、ある場合はその位置である。すなわち、

・冒頭にこの部分を持つ……該本・2京大模本・3天理本

・末尾に「袖書」として置く……4九条家本・8吉沢本・9平松本・10高松宮本

・末尾に「表紙裏書」として置く……三類本後半

・ナシ……5久松本・6彰考館和歌玉屑抄・7黒川本和歌玉屑抄・二類本・三類本前半

となる。このうち二類本のみは別に考えるべき問題を持つが、少なくとも一類・三類はすべて1定家模刻本の原本（自筆本）から発したものだと思われ、本来は冒頭にこの部分を持つべきであろう。ところが見返しに覚書のように記し付けられたものであったため、末尾へ回されたり、あるいは転写間に脱落してしまったりすることになりやすかつたものと思われる。

また、模刻本では次の二か所に頭注があり、やはり定家筆と思われる。

・ (II) 「書始草子事」の上に「如狭衣／物語ハ／必自左／枚書／流例歟」。

・ (III) 「嫌文字事」の「え」の項の上に「近代之人／多／ふゑとかく／古人所詠歌／あし□□□ふ／江を／以之可

為証」(□□は他本により「まよ」と知られる)。

これらも下官集諸本において書承されている場合とそうでない場合がある。

2、京都大学文学部閲覧室蔵「定家卿書式」本（国文学WG4）

伝本1と同版の模刻本を橋本進吉も所持していた。その本は子息の研一氏所蔵となったが、未見である。しかし橋本本を大正五年に精密に模写したものが京都大学に存する（このことは川平ひとし氏よりご教示頂いた。また三宅岳史氏より情報を頂いた。合わせて感謝申し上げます）。

該本は薄様紙を用いた袋綴一冊。タテ30cm×ヨコ24cm。外題「定家卿書式 三貌院殿臨書」。朱にて奥書「橋本進吉氏蔵法帖を影写せしむ 大正五年五月（花押）」。だれの奥書か確認していないが、京都大学国文科の関係者であろう。吉沢義則が大正十年の論文で模刻本の内容を紹介しているので、あるいはそのことと関係あるか。紙質から見て透写本と思われる、大東急本が補写している末尾一紙についても原態が確認できることが貴重である（例えば、大東急本では末尾の刊記「井上慶寿鐫」の文字は省略されている）。

3、天理図書館蔵冷泉為満筆本（911.2—681）

袋綴一冊。扉題「書本外題云 僻案不可用又 澄覚」。奥書「以為家卿真筆令書写者也 為満（花押）」及び「真筆無相違 一覽了 明和七年夏 澄覚」。「野中氏図書」「竹柏園文庫」の印がある。

奥書によれば為家筆本を冷泉為満（永禄二年1559—元和五年1619）が書写し、のちに冷泉為村（澄覚）が明和七年（1770）に為満筆を証した本であることになる。大野氏は該本の書風につき、「前田本大和物語の為家筆と推測される部分に

一脈通ずるところがある」と指摘しておられる。ただし臨模本のような印象は受けない。

大野氏は「仮名遣と上代語」ではこの本の本文について「さきの定家本（大東急本の祖本にあたる定家自筆本―注）を忠実に書写したものと認められる」と述べておられる（論文「藤原定家の仮名遣について」ではこの記述はない）が、実際にはかなり大きな相違がある。例えば仮名遣用例では「い」「ゐ」の順序が逆になっているし、「いさよひの月」「おひぬれは」の二語を欠くなど不審な点がある。あるいは別の定家自筆本があつて為家はそれを写したのかとも想像されるが、「表紙裏書」部分もあり、「如狭衣物語…」頭注と「近代之人…」頭注も（本文の中へ繰り込まれた形で）存在するので、少なくとも定家模刻本の祖本の形態を基にしていることは疑いない。また「和歌玉屑抄」と称される伝本6・7を見ても、定家没後に為家が証本として使用していた下官集は定家模刻本と同様のものであつたと推定される（その項参照）。為満の極めは無視できないものの、天理本親本を為家筆であつたと断ずるのは躊躇され、仮に極めが正しいなら、為家がかかなり改変を加えてしまったもの（為満段階での大幅な改変を想定するのはやや抵抗がある）と見なくてはなるまい。

4、東京大学国語学研究室蔵九条家旧蔵本（22 F 4 / L 43726）

卷子一軸。同研究室の目録は鎌倉後期写とする。表紙は新補。題簽も新しいもので、「詠歌大概 下官集」と書く。整理書名もこれに同じである。タテ31.8×ヨコ50.1cm（第一紙）の斐紙を六枚継ぐ。第一紙冒頭に「九條」の朱方印を捺す。

最初の二紙が仮名本詠歌大概で、三弥井書店「歌論集 一」（昭46）に久保田淳氏の解題を加えて翻刻・注釈されている。二ヶ所に別筆の書入れがあり、翻刻ではその本文が採用されている（下官集部分には書入れはない）。奥書「本

云、京極中納言^{定家卿}被遺梶井宮也云々。／端入道右大弁筆^{光俊}／奥靈山法印定円筆」。冒頭部分のみ真観（光俊）が写し、後を子息の定円に写させたの意であろう（冷泉家のいわゆる「定家監督書写本」を思わせる分業である¹⁾。

第三紙からが下官集（同筆）となる。この部分については国語学会編『国語学史資料集—図録と解説—』（昭54、武蔵野書院）に影印があるので参照されたい。また西田直敏氏編『資料日本文法研究史』（昭54、桜楓社）に冒頭から仮名遣用例の終りまでの翻刻がある。冒頭は内題なくすぐに「一 書始草子事」と始まる。「表紙裏書」部分は末尾に「袖書云」として改行して記す。頭注は頭注の形を保っている。奥書なし。誤写がないわけではないが良好な写しである。

5、国文学研究資料館寄託久松国男氏蔵本（久松潜一旧蔵本。11—113）

整理書名「詠歌大概」。『国文学研究資料館特別展示目録8 中世歌論書展—久松家寄託資料—』（昭58・11）は室町前期写とする。従うべきであろう。なお後述のように明応二年（1493）以前であることは確実である。箱蓋中央に「秘事百箇条」と書くが該本の内容と無関係で、別の本の箱を転用したものと思われる（寸法もやや不適合）。タテ168×ヨコ162cmの列帖装一帖。後補の栗皮表紙に新しい朱題簽「定家卿十牀」。見返し銀紙。一時期列帖に綴じた上からさらにノド近くに糸を通して線装の如くしてあった痕跡が残る。後表紙も後から加えられた物で、本来はその前の丁（最後の折の外側に貼り加える）が後表紙であつたらしく、かなり紙の表面がけばだつている。

内容を順を追って示そう。まず近代秀歌（「やまとうたのみちあさきに、て…」）があり、近代六歌仙と跋文まで記した後「十牀」（定家十牀）が続き、末尾に近代秀歌流布本序（「ある人歌はいかやうに…」）を付す。ここまではいわゆる「定家十体包括本」近代秀歌である。

その後46オからが下官集で、書名はないが最初に「京極中納言入道説」と記した後、「一書始草子事……」と始まる。本文はやや誤脱が多いか。「表紙裏書」部分はない。「如狭衣物語……」頭注はなく、「近代之人……」頭注は本文化している。下官集には奥書がない。51ウからは仮名本詠歌大概となり、55オで本文が終了するが、その左に署名か花押があつたのを削消する。さらにまた朱筆で一行何かが記されていたのを磨り消してある（どちらもまったく推読不能）。55丁はもと後表紙として機能していたかと思われるが、そのウラ（すなわち本来外に見えていた面）に奥書がある。

まず中央あたりに奥書があつたのを墨で塗抹してあるが、熟視すると「明応元年十二月……」「大法師」とあるようである。これを消したのと同じ筆で右脇に「同」と書くがその意味はよく分らない。そのあと、左の余白にやや窮屈に「永正十六年八月廿一日十□□（□は難読）」と書き付けてある。明応二年（1493）奥書も永正十六年（1519）奥書も誰の物か不明だが、書写奥書ではなく伝領奥書である。本来の奥書は55オにあつて削消されたものであろう。

伝本4・5は共に仮名本詠歌大概と組み合わせられているが、これは偶然の一致である。下官集の本文も近似しないし、この本を紹介した今井明氏「『仮名本詠歌大概』の問題」（中世文学30、昭60・5）によると仮名本詠歌大概の方の本文も別系統であるとされる。

四、一類本について…伝本6・7（和歌玉屑抄本）

6、水府明德会彰考館藏和歌玉屑抄本（巳19・07561）

原本未見。国文学研究資料館の紙焼写真（C7449）による。袋綴一冊。外題「花宴記・和歌玉屑抄・和歌庭訓・定家物語 全」。実際には五作品の合写本である。

最初は「正中三年花宴記」。「中殿御会部類記」に収めるのと同じ記録。奥書「以古筆屋神田喜兵衛家蔵写之者

(以下細字) 貞享改元之春三月十三日□合了。次に「和歌玉屑抄」(下官集)がある。奥書後述。次に「倭歌庭訓」(爲世)があり、奥書「爲世卿和歌庭訓一帖書之畢 源重槐判」、また貼紙して「右和歌庭訓壹冊安藤主殿於京師写之元禄三庚午之春」。次に「京極中納言相語」、奥書「定家卿相談之分(以上傍注)此一帖以自然齋秘本書写訖尤可爲証本者也 同校合了 明応七年四月十二日」。自然齋は宗祇。最後に「俊成九十賀歌」(和歌十一首の抜書)がある。奥書なし。

7、ノートルダム清心女子大学付属図書館黒川文庫蔵和歌玉屑抄本 (D189)

江戸後期写。タテ23×ヨコ182cmの仮綴一冊。外題「和歌玉屑抄 全」。1才はすぐに「一書始草子事」と始まる。以下「京極中納言相語」・「俊成卿九十賀歌」で、どちらも4に合写されているのと同内容のもの。末尾に「文政十一年戊子霜月中旬 不慮求之紙屑之内 幽林舎(花押)」という買得識語がある。

右の二本の下官集は基本的に同内容で、字配りなども類似している。合写される「京極中納言相語」「俊成卿九十賀歌」も同じく類似しており、同一の親本を忠実に写したものと考えられる(親子関係にはない)。「和歌玉屑抄」という書名は詩人玉屑になぞらえたものであろう。そうであれば、詩人玉屑の日本への影響を考へても室町時代以後に付けられた名であると見てよからう。

これらと同内容の本として、中村元氏が紹介された聖護院蔵本がある。「聖護院蔵『下官集』について」によれば紙高35cmの卷子本で、6・7と類似の奥書があり、部分的に掲出された本文の特徴も同系統と見て矛盾しない。

まず6・7から述べると、これらは形態的には「表紙裏書」部分を持たないことを特徴とする(聖護院蔵本も同じ)。

6は「書始草子事」の頭注「如狭衣物語……」をも持たないが、7にはあるので写し落としてであろう。この系統で特筆すべきは奥書である。僅かながら誤写の少ない7本により掲げる。6・7とも上下二段に分かれており、下段が大きめの字、上段は細字で書かれている。

（上段）

戸禪云

一をお越

一あいひ

一ええへ

これらをよくく可差別

此外仮名字無別物云々

仍彼三ヶ字悉如本書写

越字をとおと通用所に書之

仮令君にけさあしたの霜の越きていなは

ことのねにみねの松風かよふらしいつれの越より

しらつゆの越くてのいなは

（下段）

以定家卿之自筆本

書写之了今朝戸部禪門

以彼本来臨於当座

書之則校合了後日又校合

文永八年十月十五日

権大納言判

（以下一段書き）

右奥書之正本不知電次之次卒

写之字形等聊模之

天正十八年二月十八日 也足子判

中村氏の紹介によれば聖護院本は文永八年の奥書と上段の注記までを持ち、天正奥書を持たない。その代り「右本南禅寺天授庵永首座所持之由也」と記されているという。また、文永奥書の末尾、「権大納言判」と6・7が作る所は、聖護院本では「判」の字でなく実際に花押の似せ書きがあつて「此ヤウナル判也」と傍記しているとのことである（中村論文には奥書部分の写真が掲載されているが細部までは見えない）。

これらの本の奥書によれば文永八年（四）十月十五日、「権大納言」某の許に「戸部禅門」すなわち為家が下官集の定家自筆本を携えて来訪し、某は直ぐにその場でこれを書写したのである。せいぜい数丁の零細な作品であるから、書写にさして時間は掛からなかつたであろう。この時点で「権大納言」は藤原公藤・土御門定実・花山院長雅・久我通基・中院通頼・四条隆顕・大炊御門信嗣・西園寺実兼の八人いる。ちなみにこの中で勅撰歌人であるのは長雅（統古今以下十九首入集）・通基（統拾遺以下二首）・実兼（統拾遺以下百首入集）の三人であり、為家と西園寺家とのつながりの深さを考えれば、定家自筆本下官集を書写させる相手としては実兼がふさわしいのではないか。まだ二十三歳で歌歴もないが、翌年三首歌会を催すなど和歌への興味はすでに強かつたものと思われる。また、中村氏は聖護院本の花押につき、実兼のものに近似する旨述べておられる。決定はできないが、有力候補と考えたい。

為家が定家自筆本を以て下官集を外部の者に書写せしめていたことがまずは非常に重要であると思う。そして某がこれを書写するに当たって、為家（戸禅）は奥書上段に記されるような注意を加えたのだが、この内容が実に注目

すべきものなのである。すでに中村氏が十分にその意義を説いておられるが、改めて述べよう。

為家は、区別すべき仮名として「を・お・越」、「あ・い・ひ」、「え・ゑ・へ」の三つのグループを挙げる（使われている仮名字体は「越」を除き現在のそれぞれの仮名と同一の漢字を基にしたもの）。これらは「越」の仮名を除けばすべて下官集に用例を挙げて区別するものばかりであり、その「越」については為家が自ら補足している。すなわち「越」字、「を」と「お」と通用之所に書之」（この「通用」は掛詞の意である）として例が三つ挙がっている。それぞれ典拠と定家仮名遣による分析を並べて見よう。

・君にけさあしたの霜の越きていなば「恋しきごとに消えやわたらむ」（古今集仮名序所引歌）

↓「置き」（定家仮名遣「をき」）×「起き」（定家仮名遣「おき」）

・ことのねにみねの松風かよふらしいづれの越より「しらべそめけむ」（拾遺集451斎宮女御）

↓「縮」（定家仮名遣「を」）×「尾」（定家仮名遣「お」）

・しらつゆの越くてのいなば「うちさわぎひさしく秋の風になるべき」（拾遺集草員外・一字百首40）*あるいは秋篠

月清集464・後鳥羽院御集252・建保四年内裏百番歌合165公経なども考えられるが、定家が証本を執筆して為家に遺した作品のほうが適当か。

↓一首目に同じ。

右三例のうち古今集と拾遺集は定家自筆本が残るが、実はどちらも表記は「お」（於の草体）であり、為家の言うところとは相違する。それどころか、古今集証本に限って言えば、「置く」と「起く」とを掛けた八例（内一例は右掲の

仮名序所引歌）は伊達家旧蔵本・冷泉家蔵嘉禄本ともにすべて「お」と表記されているのである。⁽²⁾

それではこの奥書は信じられないのかと言えばそうではなく、高松宮旧蔵の模本を用いて大野氏が定家筆後撰集を調査された結果（「仮名遣と上代語」巻末資料。冷泉家本の本文はまだ刊行されていないが、模本でまず問題ないであろう）によれば「越」草体の用例は十一例あり、私見によるとそのうち九例が「置く」「起く」の掛詞、一例が「置く」「奥」の掛詞であって、この場合「越」表記が「を／お」の掛詞に使われている（この類の掛詞がすべて「越」で表記されているのではない）のは明白なのである。定家は写本によって「越」字体をよく使う時とほとんど使わない時があり、古今集では「越」の用例自体が（高松宮旧蔵の嘉禄本模本を対象とする大野氏の調査によると）一例しか存在しない。このような写本全体の特性を考慮すれば、古今集自筆本のデータと為家の口伝が相違するからといって、この口伝を疑問視するには及ばないのである。むしろ、定家が「越」字体を使用するに当たって、後撰集でのようにほぼ「を／お」の掛詞に専用した事例があることは、為家の口伝と合致するものとして積極的に評価すべきである。

言うまでもなくこの「越」の使用法は、小松英雄氏「藤原定家の仮名づかい―「を」「お」の中和を中心として―」（言語生活272、昭49・5。「仮名文の原理」昭63に収録、さらに改訂版「日本語書記史原論」平10、笠間書院に収録）や、小笠原一氏「定家自筆本のかなの用法―「越」の場合―」（学芸国語国文学12、昭51・1）で指摘されたものの一つである。表記史研究が見出した（通常言われる仮名遣より広い）異体仮名の使い分け現象のうち、「越」に独特の用法があることまでは定家の子息によって保証されたことになろう。しかし一方で「此外仮名字無別物」（聖護院本「此他仮名字無別子細者候」という為家の断言は、下官集レベルの仮名遣と、それ以外の異体仮名の使い分けとの間に規範性の上で無視できない隔たりがあることを明らかにするのである。⁽³⁾このことの意味は後で考える。

また、下官集では「え」と「江」とが区別されているという大野晋氏「仮名遣の起源について」の見解があったが、

少なくとも為家はそう理解していなかったことになる。石坂正藏氏が「定家の区別した仮名について」で反論した通り、定家が例え古典書写において「え」と「江」とを区別していたとしても、下官集に載せて規則とするような意識は持っていないかつたと判断すべきであろう（後に大野氏も『岩波講座日本語8 文字』の「仮名づかいの歴史」では石坂説に従うとされている）。6・7本とも「聞こえ」は「きこ江」のように表記されていて、定家模刻本などと同じ形を保存してはいるが、それは別の仮名という意味ではなかったと解釈されよう。以上はもちろんこの文永奥書が偽作でないことを前提とするが、特に疑わねばならない点は存しないと思う。

なお、末尾に付せられた天正十八年（1590）二月十八日奥書は、也足軒中院通勝の記したものである（井上宗雄氏「也足軒中院通勝の生涯」国語国文40―12、昭46・12に言及あり）。

和歌玉屑抄本の本文は、前述の通り「表紙裏書」部分を欠くほかは比較的良好な写本といえよう。ただし、後半の和歌の改行・連綿などの処置に関する諸条では、言われている内容を理解していなかったらしく、挙例部分の表記の原態は失われている。

五、一類本について：伝本8〜10（了俊・正徹相伝本）

8、京都女子大学図書館吉沢文庫蔵「歌学書」所収本（YK 911・2K）

この本の書誌は今井明氏「近代秀歌の伝本・追補」（研究と資料14、昭60・12）に報告されている。箱書「予楽院歌学書」。タテ23cm×ヨコ166cmの列帖装一帖。近衛家熙筆。外題なし。前遊紙一丁のあと扉題「西公談抄 詠歌大概」十鉢同 和歌秘々同 草子書様同 文字仕同 以上。「同」とあるのはこれでは意味を成さないが、恐らく「詠歌大概」の注として「定家卿作」などとあったのが脱落したのであろう。所収歌書は「西行上人談抄」・「詠

歌大概 定家卿作」(仮名本詠歌大概)・「和調十鉢」(定家十体)・「秘々抄」(近代秀歌)そして下官集であるが、下官集は扉題では「草子書様」「文字仕」の二つの作品として扱われている。この一冊は奥書(後述)に見る通り了俊が「まじめにしたものであるが、了俊自身もこれらを「右六ヶ之説了俊相伝之処」と称しており、下官集を前後二つに分けないと計算が合わない。下官集の冒頭は「一書始草子事 定家卿言也」とあり、また「一書歌事」の下にも「定家卿言也」とあって、仮名本詠歌大概部分の端作りと響き合うので、不審な分割の仕方ではあるが、ここで二つに切れると考えられていたものか。

この分割に関わらせて一言加える。旧蔵者吉沢義則は内容上「嫌文字事」部分を「文字仕」と解釈し、この部分を「予楽院筆文字仕」として紹介した。ただし「文字仕事」という一項が本文中に(扉題でなく)存在するかのようになっているのは不審である。木枝増一もこの部分のみを取り上げて翻刻するのであるが、さきの分割ではこれは「草子書様」に含まれることになってしまい奇妙なことになる。今の所明解を得ない。国語学関係の文献では、時折「予楽院筆文字仕」という写本があるかのよう述べたり、下官集の一異本としてこの名を挙げたり(実際は下官集の一部なのだから、ここだけを取り出して比較するのはおかしい)する混乱が生じているが、結局吉沢の伝本掲出にやや誤解を招く処理があつたためであり、それは下官集全体を一つのまとまりとして把握する発想が弱かつた(または、定家の仮名遣の資料を収集しようという視点に立っていたために、「嫌文字事」以外の部分が重視されなかつた)ことが原因ではなかつたかと想像される。

ちなみに吉沢が「下官集」と呼んでいるのは『語学叢書』所収の新宮城旧蔵本という特定の一本であつて、現在の研究者のようにこの作品の一般的呼称として用いているのではない(「下官集」という書名は三類本のみに見られる)。「書始草子事」から「草子付色々符事」に至る一連の叙述をまとめた作品名は考えられないまま、定家仮名遣の内容

の検討に移ってしまっているので注意を要する。

なお「下官集」という書名は定家の付けたものとは考えられず、もし書名を選ぶならば大野氏が指摘するように1定家模刻本の冒頭に書かれている「僻案」が合理的ではないかと思う。ただしそれも定家が「書名」として書き付けたのかどうかわからないし、僻案抄と紛れやすいという実際的な問題もある。現在は下官集という書名を採用することが一般的であるので、本稿でもそれに従う。

一方和歌研究の側では、この系統の下官集を含む写本を紹介するに当たり、「草子書様」「文字仕」に相当する部分が下官集であることを指摘しないことがある。翻刻で見られる三類本が二つの伝本を合写する特異な形態のもので、それと比較して慎重になることもあろうか。私自身、二つの領域の研究が実は同じ写本を記述しているのだと気付くのにしばらく時間が掛かった。いつそうの情報交流が必要であらう。

吉沢本は末尾に「以正徹自筆書写了 元禄三年仲春下旬（花押）」と予楽院の奥書があり、了俊の許しを得て正徹が「六ヶ之説」を書写した、その正徹自筆本の丁寧な写しである。しかし本文はかなり悪く、同系統の他本を見ても、そもそも了俊所持本そのものが末流的な粗本だったと推定せざるを得ない。なお吉沢本の転写本に大阪市立大学図書館森文庫本「西行上人談抄・詠歌大概」（911・104REN）があるが抄写で、下官集は含まれない。

9、京都大学附属図書館蔵平松家本「西行上人談抄」所収本（第七門サ1）

タテ208cm×ヨコ149cmの袋綴一冊。8吉沢本とまったく同内容の本。改丁点もほぼ同じである。ただし予楽院の書写奥書はない。また下官集のみに藍色で訓点・振仮名等を加える。田中裕氏が紹介して有名になった本である。

10、国立歴史民俗博物館蔵高松宮旧蔵本「西行上人談抄」所収本

原本未見。国文学研究資料館の紙焼写真（C 572）による。袋綴一冊。江戸後期写。これも吉沢本と同内容であるが、巻末の奥書がやや多い（後掲）。また「秘々抄」（近代秀歌）部分に脱簡がある。本文はいっそう悪い。

8、10はどれも同内容であり、了俊がまとめて正徹に相伝したものである。これら三本の奥書については田中裕氏・稲田利徳氏・福田秀一氏の研究に詳しく、私は何も加えるところがないので、下官集部分の奥書と、全体の奥書のみを記すに止める。稲田氏の考証によれば「尊明」「俊徹」「正清」は「清厳」と同じくすべて正徹の名である。

〔下官集奥書〕

奥書云

如此事共、皆於九州粉失之間、散本書之、每度任本了

了俊判

〔全体の奥書〕

右六ヶ之説、了俊相伝之処、数奇之御志深重奉感之間、無是非うつさせ申候、相構而雖御子孫無数奇人々ニ不可有御伝候、当時此道有名無実候へとも、両神御加護之上者、松葉ちりうせぬ事候き

応永十二年十二月日 満八十徳翁了俊判

尊明殿

わかものうらの江によるのみか老鶴の命もひなのあらねと思ふ

此一帖正清相伝畢

西に行むかしの人のえしみちを道にならふるすゑの世の春

正広

*10高松宮本は「西に行」歌の前に

応永三十一年二月六日 俊徹

金春殿進覽 物者判

とあり、また末尾に

此一帖清嚴和尚自筆也、從鎌倉殿金春禪竹之然三男九郎持下、御所望也書写者也

文明十五年九月日 忠広在判

三郎丸ニ譲置也

と書写奥書が増える。本文が悪く解し難い所がある。

なおこのほかに、未見の本であるが大野晋氏が『仮名遣と上代語』29頁に「架蔵」として掲出されている本も「近衛予楽院が正徹自筆の本から書写した由が奥書に見えている。そしてそれ以前に、今川了俊が、一度九州で紛失したものを写し改めたものであることも見えている」と記述されていることから見て、8〜10諸本と同系統であろうと推測される。下官集以外の諸作品が含まれているかどうかについては言及がない。

もう一つ、了俊の下官集関係資料として言塵集第三の「和字文字仕の事」（日本古典全書本では91頁）が早くから知

られている。これは下官集「嫌文字事」の仮名遣用例部分の転載で、例語の掲出順が8〜10のそれ（一類本の中では際立つて乱れている）とよく似ていることが確認される。

ちなみに、小野正弘氏「『正徹本徒然草』の和語のかなづかい」（佐藤喜代治氏編『国語論究第5集 中世語の研究』平6・12所収）によると、正徹の仮名遣は下官集ほかの定家仮名遣とは必ずしも一致しない面があるという。恐らくその結論は誤りではないだろうが、ただし同論文は下官集本文として、『国語学大系』に翻刻された三類本の、しかも後人増補の多い前半部分を大幅に取り入れており、依拠資料に問題があるように思われる。まずは正徹が了俊から相伝された系統の下官集を対象にする必要があるのではないだろうか。

六、二類本（和歌愚僻抄本）について

11、国立歴史民俗博物館蔵高松宮旧蔵本「和歌愚僻抄」

原本未見。国文学研究資料館の紙焼写真（C258）による。袋綴一冊。江戸初期写。川平ひとし氏「定家著『和歌書様』「和歌会次第」について」に翻刻がある。「和歌愚僻抄」は題簽に記す書名で、内題はない。11三康図書館本にはこの書名は存しないとのことで新しい誰によって付されたのかは不明。1オから4ウ三行目までが下官集。それに続けて「一 書哥事 自哥可披講^本也」としていわゆる「和歌書様」の一種が合写される。さらに8オから「和歌会作法」として清輔の袋草紙の抄出が記される。奥書「治承二年五月八日書之（ただし墨滅）」「正応第三曆孟夏上旬候以秘書之輒不可及外見之由誓状了 心中深可護者也」「正応五年三月二日於関東二階堂詠或人書了 写本冷泉羽林為相朝臣被秘本也 穴賢不可及外見云々」。下官集部分の本文はかなり悪いが、誤写のためとは思われない異同がいくつかあり（川平氏が例を挙げておられる）注目される。

12、三康記念図書館蔵「和歌会次第」（5・1673）所収本

原本未見。川平氏が11高松宮本の翻刻に校合本として使用しておられるので内容が知られる。川平氏の分類による「和歌会次第」IV類本のあとに高松宮本と同じもの（下官集から袋草紙抄出まで）が合写されている。本文は悪いが、高松宮本と補い合うことができる。

この他、川平氏が指摘されるように、大野晋氏が紹介された橋本研一氏蔵為相本（外題「和哥作法」）もこの系統であると考えられる。大野氏によれば下官集に「和歌会作法」が合写されているとことであるが、その内容は袋草紙であると推測され、かつその末尾に11・12と同じく「本云 治承二年五月八日書之」とあるとされるので、二類本と同一のものである可能性が高いわけである。ただし大野氏の紹介では下官集の次に定家の「和歌書様」があるかどうか不明である。全体の奥書は「本云 以家本具書写校合了 最可秘外見者也 右近少将藤原朝臣為相自判」また「正平十二年六月十九日書写」とあり、正平十二年（1337）の書写と見てよい写しであるという。

二類本の位置付けは次の三つの問題を含んでいる。

- ・下官集本文は一類本と無視できない異同を持つが、それは定家本人による別稿であることを示すのか。
- ・定家の「和歌書様」はいつ合写されたのか。
- ・袋草紙抄出はいつ加わったのか。

最初の問題は二類本の素性を考える上で最も重要である。川平氏はいくつかの異同を例示し、定家自身の別稿であ

る可能性を否定できないものと述べられた。大野氏が下官集をすべて定家模刻本の原本から派生したものと見たのに対し、必ずしもそう言い切れないことを指摘した意義は大きい。本稿でも結論は出せないが、いくらか検討を加えておこう。

二類本本文と定家模刻本が大きく異なる点は次のようである。

A、「表紙裏書」部分、「如狭衣物語……」頭注、「近代之人……」頭注がない。

B、「嫌文字事」の仮名遣用例がかなり少なくなり、注記も簡略である。

C、仮名遣用例のうち、「い」と「ぬ」の順が逆になっている。

D、仮名遣用例の後の注記「右事ハ……」がない。

E、「仮名字かきつゝくる事」で、読みやすく書いた方の挙例がない。

F、「書哥事」で、読みやすく書いた方の挙例が和歌全形でなく「五七五／七七」と字数のみの表記になっている。

G、全体に文章に違いがある。川平氏も挙げておられるが、重要な箇所を改めて掲げると、

・「書始草子事」末尾

模漢字之摺本之草子右一枚白紙徒然似無其詮之故也（定家模刻本）

模漢家之摺本右一枚白紙徒然似公損之故也（高松宮本）

・「書哥事」

如此書雖有其説當時至愚之性迷而不弁上下句只付読安可用左説（定家模刻本）

如此書雖聞故実之由當時至愚之性迷而不弁只付読安枉理可用此説（高松宮本）

・「草子付色々符事」末尾

已上先人下官存之他人不同心（定家模刻本）
已上一身存之更無用人（高松宮本）

これらの異同のうち、BCDEFは転写間の錯誤・省略・省筆などで説明できてしまいそうだが、Gは無視できない。誤写では生じ得ない異同であるし、二類本文にも明らかに自説に対する卑下・謙退のポーズが見られ、定家以後の誰かが敢えてこれらの文言を創作せねばならない必然が見当たらない（秘説化したり権威化する書き替えならば後人が作為したものと理解できるが、それには当たらないわけである）。一類・三類の諸本には、仮名遣用例部分の増減などがあるが、叙述自体の異同は誤写の範囲を越えるものではないから、二類本文は明確な差を持っているといえる。

もしこれを定家による別稿と見てよいとすれば、Aで見たように、定家模刻本原本の追加書入れに相当する記述がないことから、こちらの方が先行するヴァージョンであった可能性が高いであろう（もう少し慎重に言うなら、少なくとも定家模刻本原本に追加書入れが施されるよりは前の段階の本ということになる）。そうするとB～Fの異同についても、ほぼ二類本の方が分量が少ない傾向を示すので、前稿本的性格と合致することも解釈でき、一概に誤写・省略の産物とは言えなくなるのである。

定家が二度下官集を書き、しかもその内容が大きくは変わっていないとすると、下官集はたまたま思い付くままに書き付けたメモなどではなく、はっきりした一まとまりの作品としての意識で書かれていたことが証明される。異同Gからはその解釈に分があるように感じられる。ただし、断言はできない。

次に、下官集に和歌書様加わったのはいつかという点であるが、これも明確にすることはできない。ただし後述するように、弘安七年（1826）以前、おそらくそれよりも少し遡ることができると思われる。為相は弘長三年（1823）

の生まれだから、為相筆本が存在したとしても、恐らく為相はその付加に関与してはいなかったであろう（ただし、前述の通り橋本本に和歌書様が存するかどうかは不明である）。

最後に、袋草紙抄出がいつ加わったかについて考えよう。大野氏は袋草紙に治承二年の奥書があることから、定家十七歳の書写本を元にしてしていると判断された。川平氏はそれが事実ならば定家の六条家に対する意識を考える上で興味深いと述べられつつ、治承奥書が定家以前に付けられた本奥書である可能性をも示唆された。以上を踏まえて川上新一郎氏は「六条藤家関係歌書の伝来覚書」〔芸文研究55、昭64・1。後に「六条藤家歌学の研究」平11所収〕で袋草紙享受の側からこの件に言及、治承二年時点で「定家が『袋草紙』の冒頭を丸取りした部分を含む一書を編むとは到底考えられず、例え遙か後年でも意識的に一書とすることは考えにくいように思われる。定家の関与を考えるならば、『下官集』や『和歌書様』の末尾に参考のため『袋草紙』の関連部分を書き付けておいたものが、後に為相等の手により一伝書にされてしまった可能性を考えるくらいではなからうか。従って『和歌愚僻抄』の中、『袋草紙』からの転用部分が定家の手を経ているか否かは慎重な検討の要があろうかと思われる」と判断しておられる。

私も川上氏と同意見であり、歌会での作法という歌道家にとつて最も対外的に重要な事柄について、六条家の伝書の抜書を以て充当するとは考えがたい。参考資料として持っていることは有り得ても、それを当家の伝書と称するはずはない。また、後述する三類本の検討から、袋草紙抄出を含まない形の伝本の存在が示唆されることも付け加えておきたい。

二類本は為相奥書を持つ。高松宮本では正応三年奥書が（無署名ながら）為相のものの一応見なされるし、橋本本では無年記の為相奥書がある。正応頃に為相が家相伝の本により関東で大量の書写活動を行い、また門弟に書写を許して地歩の拡大を狙ったことはこの頃の他の奥書類から知られており（井上宗雄氏「中世歌壇史の研究 南北朝期」など

参照)、下官集もそのひとつであったろうか。ただし、袋草紙抄出を含む形態であることなど、定家自筆というようなものに拠ったかどうかは疑問がある。なお定家模刻本原本は、後に二条為衡が所持していたことから見て、二条家に相伝されていたもの(すなわち為相は見えていなかった)と想像される。

七、三類本について

三類本としてここに挙げた諸本は、一類本と別の起源を持つものではないが、形態の特異さによりあえて別類を立てて論ずることにした。

13、水府明德会彰考館蔵「会席作法」所収本(巳18—07514)

原本未見。国文学研究資料館の紙焼写真(C7146)による。袋綴一冊。表紙は外題「会席作法」とした下に「飛鳥井家 資定 冷泉家 鶴本抄出」と細目を記し、さらに改行して「下官抄」と書く。様々な歌会作法書を合写したものである。

(1)「和歌之条々」(「秘密五行事」以下四十三箇条)。飛鳥井雅教が永禄六年二月二十四日に楠正虎に授けた旨の奥書があり、同書を飛鳥井家雅綱が写した一本を寛文二年八月に良世が書写し、同五年に飛鳥井雅章に見せて加証してもらった旨を記す。井上宗雄氏「中世歌壇史の研究 室町後期」469頁参照。

(2) 無題「懐紙事」以下十五箇条。奥書なし。流派特定困難。

(3) 無題「和歌会席作法」以下十二箇条。柳原資定が権律師尊海に授けた奥書を付す。井上氏「室町後期」256頁参照。

(4) 無題〔和歌会席之図〕以下雜記的なもの。正吉の天文十三年の奥書あり。次いで同十九年の書写奥書あり、夕心・桂霜なる人物たちによって相伝されていったことが知られる。正吉は孝範孫・常縁孫である人物。井上氏「室町後期」422頁参照。

(5) 無題。親句疎句以下、歌会作法とは関係のない一ツ書の歌論書。奥書なし。

(6) 「私此奥口伝所々抄出」。愚秘抄(版本系)の末尾が独立したものである。同じものの単独の写本に尊経閣文庫本があり、また書陵部伏見宮本などに「後宇多院勅撰口伝」と題して伝わるのも同じもの。奥書「正隆所被来以鶴鷺ノ本之末ニ有之条に存之書留候者也」。表紙に「鶴本抄出」とあるのはこれであろう。

(7) 無題。「一 題出し様之事」以下。冷泉為和の題会庭訓と呼ばれる伝書。井上氏「室町後期」349頁及び川平ひとし氏「清浄光寺藏冷泉為和著『題会之庭訓并和歌会次第』について」(跡見学園女子大学紀要23、平2・3)参照。為和と明融の署名あり。

(8) 「和哥次第 夜儀家説」。定家の和歌会次第の一系統を為和が改編したもの。川平氏「冷泉為和改編本『和歌会次第』について—(家説)のゆくえ—」(跡見学園女子大学国文学科報12、昭59・3)参照。為和が忍雅に授けた旨の奥書あり。

さてそのあと、全体の末尾が下官集であるが、「下官集一卷」の端作りの次に「国語学大系」本と同じく「を／お」の書き分けや「ひ」と書くべき語に関する雑然とした書付けがあり、その後「一 書始草子事」と下官集本体が始まる。前述の通りこの系統の本は二つの下官集を続けて書写するが、該本はそのうち後半の方が大きく切除されている。詳しくは全体の構成・奥書類と併せて後述する。

全体に朱校合があり、その校合本は同じ彰考館の6和歌玉屑抄本と断定してよい。末尾には6の奥書も転載されて

いる。親本を忠実に写そうとした形跡が認められるが、親本段階でかなり乱れがあり、本文はよくない。「国語学大系」では「水戸本」として校合に使用されている。

14、東京大学文学部国語学研究室蔵新宮城旧蔵本（16 D 44 / L 32147）

袋綴（紙捻で綴じる）一冊。タテ267×ヨコ191 cm。江戸後期写。薄茶色の表紙に直書して「下官集／山槐雜記」とあり、国語研究室の和古書目録でもそのまま整理書名となっているが、「山槐雜記」（山槐記の抜書？）に当たる部分は存在せず、下官集のみの写本である。「国語学大系」の下官集解題では、新宮城旧蔵本は関東大震災で焼失したと記されているが、該本には表紙と一才に「新宮城書蔵」の朱長印が捺されており、まさにこの本である。新宮城旧蔵本に基く赤堀又次郎『語学叢書』の翻刻を参照しても同一の本と断言できる（比較の結果、同翻刻はかなり正確であることが判明した）。なお『国語学大系』解題がやはり大震災で焼失したとする不忍文庫旧蔵本の方は目録に見えず、こちらは確かに失われてしまったのであろう。

15、静嘉堂文庫蔵色川三申旧蔵本（83—25）

袋綴一冊。タテ270×ヨコ187 cm。江戸後期写。紺色表紙に題簽「下官集 全」。ただし18オからは「百官付唐名」と端作りする別の作品（官職の別称、年中行事、名所、書札札などをまとめたもの）である。下官集本文は14新宮城旧蔵本と酷似しており、どちらも同じ親本からの忠実な転写と考えられる。

なお、未見ではあるが島原図書館松平文庫に下官集が一本あり（整理番号98—3）、目録によれば「下官抄 付百官付属名等（元徳元年珍範奥本ノ転）写」とあるので、静嘉堂本と恐らく同内容であろうと思われる。また、『国語学

大系」本は焼失した不忍文庫本を底本とするが、14・15と同内容である。これは13や14と校合したせいであるかも知れないが、原態通りなのであれば同本も三類本であったことが明らかになる。

13・15は奥書を同じくする本で、よく似た構成・内容を持っており、13が後半を切除される前の形態は14・15により推定可能である。

三類本は次のような構成になっている。各奥書は彰考館本により示す。

(ア) 端作り「下官集一卷」

(イ) 「を／お」の書き分け、「ひ」を書くべき語の雑然とした書き付け

(ウ) 「一 書始草子事」以下、第一の下官集（下官集甲とする）

(エ) 弘安奥書

此草子靈山法印御房筆也見

或人之下付符之一事無之書歌多

様有之被書送人之時自然

有広略之不同歟仍今左移之

其時弘安七年七月九日

信昌記之

(オ) 「一 書歌事」以下和歌懷紙の書様についての短い記述（半丁程で中絶）

(カ) 「一 書始草子事」以下、第二の下官集（下官集乙とする）

(キ) 下官集乙の末尾「表紙裏書云」部分

(ク) 「すなほにして そへうた かそへうた」以下、定家本古今集の差声句及び合点句の抜書集成

(ケ) 文永奥書

文永三年四月下旬新大納言以御自

*「国語学大系」本、「新大納言」に「為氏」と傍注。

筆本書写之同点了努々不

所他見

*所：他本「可」

一交了

(コ) 元徳奥書

元徳元年十月上旬之比於京都

三条殿御所写了

*他本「珍範」と署名あり。

右のような見通しにくい構成であるが、おおむね下官集甲・下官集乙・古今集抜書の三つの要素からなると考えられる。彰考館本は右の(カ)の部分そのまま切り取られており、切除した箇所「以下六葉異本」と注する。下官集乙部分は同じ写本の中で重複するのでカットしてしまつたのである。乙の末尾「表紙裏書」部分(キ)だけが残っているのは、甲がこの部分を持たない系統だからである。

まず(ウ)下官集甲と(カ・キ)下官集乙について簡単に述べる必要がある。下官集甲は通常の下官集とは大きく異なり、仮名遣いの用例が大幅に増補された形態である。このことは早く吉沢義則「定家の仮名遣」から指摘されているように、定家ではなく後人による増補である。本来仮名遣について述べた「嫌文字事」は「を・お・え・へ・

ゑ・ひ・ゐ・い」の八文字が掲出されるのであるが、下官集甲ではそれぞれについて「今人」と注記して各項末にかなり例語を増補するし、また元の八文字の後に「ほ・ふ」及び同一語における音の交替例（「神なび」／「神なみ」、「いづく」／「いづこ」等）を加えている。この増補はいわゆる行阿仮名遣における増補例とは一致せず、別個に行われたものである。これらの増補を除けば、「表紙裏書」を欠く以外は通常のものと同じ内容である（ただし本文はよくない）。一方下官集乙は「表紙裏書」を末尾に持つ。あまり正確な書写ではないが、一類本の一般的な本文を大きく逸脱するものではない。

ちなみに甲が増補を被ったのは、甲と乙とが合写されるより以前のことである。もし合写時点で甲がまだ原態的な状態であったならば、甲と乙とはほとんど同一の形態なので、乙は異本として付加するのではなく、甲に校合する程度で済んだはずだからである。一方、甲に増補された例語には「おつる」「おふる」「そふる」「かぞふる」「ながらふる」など、用例としては終止形で問題ないところに二段動詞の連体形が頻出し、終止形が見えない。これは連体形が終止形の代りに用いられているわけである。雅文を書くためのマニュアルであるにも関わらずこのような形が専用されているのは、時代がやや下ることを思わせ、甲に弘安奥書が付せられた時点（鎌倉中期）ではまだ増補を経ない通常の形態であったのではないかと感ずる。その他、「を」で始まる語（高起）と「お」で始まる語（低起）のアクセントの変遷を検討しても増補の時期は知られるかもしれないが、素人の眼からはいくつか不審な語が含まれているように見え、そのまま増補時期の検討には至り得なかった。専門家の教示を得たい。

以上を踏まえて奥書の読解に入りたい。まず弘安奥書であるが、この読解はかなり重要な意味を持っている。弘安七年（1824）という早い時点での下官集の姿を伝える貴重な資料だからである。改めて奥書を掲げる。

a、此草子、靈山法印御房筆也。

b、見或人之以下、付符之一事無之。書歌多様有之。被書送人之時、自然有広略之不同歟。仍今左移之。

c、其時^{（下カ）}弘安七年七月九日 信昌記之。

aは親本が靈山法印の筆であったと記しているが、これが真観息の定円法印であることは間違いない（「国語学大系」もそう解釈している）。一類本の4九条家本に合写された仮名本詠歌大概の奥書にも真観（光俊）と共に登場していたが、他にも例えばやはり真観弟の明教法師（光氏）の所持本を文永九年に写した伊勢物語（順覚本の名で知られる。山田清市氏「伊勢物語の成立と伝本の研究」昭47、桜楓社、56頁参照）がある。この下官集も真観あたりの所持本の写しと考えてまず誤るまい。

素寂や玄覚など反御子左派の書写活動の中で、定円本はいくつも書写の対象となっており、福田秀一氏「中世和歌史の研究」所収の「鎌倉中期の反御子左派」に掲げられた資料を参考にすると、友則集（素寂が文永十一年^四に書写）・順集（同上）・業平集（素寂が文永十二年に書写）・能因集（玄覚が弘安八年^四に書写）などが知られる。下官集を写した「信昌」（信の字は字形不分明）も彼等と近い人物ではなかったか。

弘安奥書で重要なのは、むしろb部分である。bはこのままでは意味が通らない。始めの「見或人之以下」は、「見或人之本」の誤写ではないだろうか。元のままだと「見或人」というような記述が下官集の中になければおかしいが、それらしい箇所は見当たらない。「或人の本を見たところ、『草子付色々符事』の一条（『付符之一事』）は存在しなかった。その代り和歌の書様が多く記されていた。定家卿が人々にこの作品を与えるに当たって、自然と広本・略本の別が生じたのであろうか。よって今左にその部分を写す（「移」は「写」と同意と見る）のである」と解することができよう。

つまり弘安奥書は、定円本による写本に別の「広本」（或人之本）を校合したという奥書なのである。そしてその

「広本」は、下官集末尾の「草子付色々符事」の一条を欠き、その後に和歌書様を多く列挙していたことが知られる。すると、甲乙二つの下官集を合写する三類本において、弘安奥書の後に写された下官集乙が「或人之本」に当たるのだろうか。現在の状態からはいかにもそうであるように見えるが、それは正しくない。なぜなら、下官集乙には「草子付色々符事」の条がちゃんと存在するからである。弘安時点では、まだ下官集乙は合写されていなかったのだ。一方、「広本」の特徴である和歌書様の付載という点からは、ただちに下官集二類本が想起されるだろう。二類本では下官集の後に定家の和歌書様が合写されており、一首懐紙から六〜七首の懐紙までの行数配分例、題目・位置の書き方が列挙されている。そしてこれがまさに「広本」の正体であることは、弘安奥書直後に写された(オ)、「一書哥事」と始まる半丁ほどの部分と二類本に合写された和歌書様とを比較することで明らかにする。まず彰考館本によって(オ)部分を掲げよう。

一書哥事

日哥可披講新之書一首之時三行

三字

なにはつにさくやこの

はなふゆこもりいまは

はるへとさくやマコ

のはな

師説如此

書二首之時無定様今案也

詠遠尋山花和哥

官名

（コノ後下官集乙）

次に二類本（高松宮本愚僻抄）の和歌書様冒頭を掲げる。

一書歌事 自哥可披本定講新也

書一首之時三行三字

なにはつにさくやこの十

はなふゆこもりいま九

ははるへとさくやこ九

のはな

書二首之時無定様是今案也

詠遠尋山花和哥

官名

五七

五七

七

寄河恋

五七

五七

七 此説宜 (以下略)

両者酷似していることが明瞭である。定家の和歌書様はいろいろなヴァージョンがあるが、二類本合写本と同じ始まり方をするものは知られていない。現存の二類本は弘安奥書の言う「或人之本」とは違って「草子付色々符事」の条はちゃんと存在するが、何かの事情でここを脱した本が信昌の披見するところとなったのではないだろうか。奥書が「仍今左移之」と言っていたのは、二類本にのみある和歌書様の部分を左に転載するということだったのである。

ところが現在の三類本では半丁ほどで不意にこの転載は終わってしまう。二首懐紙の書式例の途中で切れてしまうのは不自然で、物理的理由による欠損を想定するべきであろう(彰考館本がここで改丁になっているのは何か意味があるのかも知れない)。本来は和歌書様の全体が写されていたはずである。現在ではその後に下官集乙が合写されているが、和歌書様の末尾欠損が生じた後に付加されたのかどうかは確言できない。

このように下官集甲の形成を考えてよいならば、同時に二類本も弘安七年には存在していたことになる。すでに「草子付色々符事」の脱落が生じていることを見れば、下官集に和歌書様を組み合わせた祖本の成立はこの年よりある程度遡った時点であったと見なくてはなるまい。また、信昌は「或人之本」について、「書哥多様有之」とは言うが、歌会の次第があるとは記していない。現在の二類本では袋草紙の抄出による和歌会次第があり、それが全丁の半分に達しているのだから、信昌の見た本が同じ形態ならば、歌会の次第に触れないのは不自然であると思う。従って、弘安七年時点では二類本には袋草紙抄出を含まない形態のものが存在したと推定したい。恐らく二類本はそれが原態

で、袋草紙抄出が加えられたのは時代が下るのではあるまいか。

次に三類本の後半、下官集乙と古今集抜書について述べよう。下官集乙は奥書により「文永本」と呼ばれることもあり、下官集甲（弘安本）が甚だしい増補をこうむっているため、国語学者たちによって下官集のテキストとしてよく使用される。確かに増補はないが、さほどよい書写とは思われない。

奥書は下官集自体にはなく、続けて写される古今集の差声句・合点句抜書の末尾にある。従って、文永三年四月の某による奥書が本当に下官集に掛かっているのかどうかは自明ではない。特に、古今集抜書は冒頭を脱しているようである（春上以下はまず巻名を標示しているのに、仮名序の始めには何もなく、いきなり始まっている。また、仮名序冒頭の差声句「やまとうた」・「したてるひめ」も欠けている）。下官集乙と古今集抜書との続き具合には不審があり、巻末奥書をそのまま掛けて下官集乙を「文永本」と呼ぶのは問題がある。

改めて文永奥書を掲げると「文永三年四月下旬、新大納言以御自筆本書写之、同点了、努々不可他見」であるが、「同点了」とあるのに注意したい。下官集は確かに漢文ではあるし、写本によっては訓点が付されることもある。しかしわざわざ「点了」と特記するようなものではない。これは古今集から抜き出された差声句・合点句（定家本古今集にしばしば声点や合点が朱で書入れられている、その対象となる句）に声点や合点を原本通り忠実に転記したという意味と見るのが自然である。つまりこの奥書は古今集抜書について述べているのであり、「新大納言」の「御自筆本」とは古今集そのものの写本である可能性が高いと思う。⁴ 下官集に掛かる奥書ではないのではないか。

もう一つ、「新大納言」とは誰であろうか。『国語学大系』本ではここに「為氏」と傍記がある。なるほど為氏ならば由緒正しい声点本を持っているだろうし、弟子に点本を貸し与えて声点を写しとらせる伝授を行っていたことも田

村縁氏注(4)所掲稿に指摘がある⁽⁵⁾。しかし為氏が権大納言になるのは翌文永四年の二月二十三日であって、官職表記が合わない(このことは井上宗雄氏「中世歌壇史の研究 南北朝期」345頁に指摘あり)。はやく吉沢義則は「文永二年十月五日に権大納言から遷った源通成のことであらう」と述べており、奥書を信ずるならばそれが最も蓋然性が高い。全体の末尾にある元徳奥書については特に考えるところがない。これが三類本全体に掛かるのか、あるいはやはり古今集抜書のみに掛かるのかは決定できない。「珍範」も未詳である。

三類本による注解として、「国語国文学研究史大成15 国語学」がある。同書は「下官抄(文永本)」として「語学叢書」本による本文と詳しい頭注を掲載している。現在唯一の下官集の注釈として貴重なものであるが、底本が三類本であったのはやはり残念である。特に、弘安奥書を以て三類本の前半部(弘安本)の終りと考えたために、下官集甲に校合追補された和歌書様の断片から「文永本」が始まると処理してしまったのは問題であろう。下官集乙を抜き出すのならばここは除くべきであったろう。注釈にもやや疑問があり、一部はすでに国語学の研究の積み上げによって訂正されているが、なお訂正の余地はあると思う。しかしこれも別稿に譲りたい。

八、まとめ

本稿ではとりあえず書誌情報の整理に力を注いだ、そこから得られる知見を列挙しておこう。

1、現存諸本のほとんどは1定家模刻本の原本から発したものと解釈して問題がない。同一版本の写しである2京大模本は言うまでもないが、他本も誤脱や後人増補・改編と思われるものを除けば一類・三類諸本みな同一内容

で、あえて定家時点に遡る別類を立てる意味はない。「表紙裏書」や「如狭衣物語……」「近代之人……」頭注のように定家が後から模刻本原本に書き入れた注記が3天理本・4九条家本・6彰考館本玉屑抄・7黒川本玉屑抄・8吉沢本・9平松本・10高松宮本、及び三類諸本のうち後半の方の下官集（本稿で下官集乙と呼んだ方）に受け継がれていることもその傍証となろう。

2、しかし、二類本は別の由来を持つ可能性がある。定家の手になる別稿と考えるならば、こちらの方が初期的なヴァージョンではないかと一応想定される。定家が下官集を二度書いていたとすれば、定家にとって下官集は漫然としたメモではなく、一まとまりの「作品」と意識されていたと認めてよい。

3、定家自身がこれを伝書として他者に授けたものと想定してよいが、現在のところ定家から直接伝授された旨の奥書を持つ本はない。本論では触れなかったが、橋本進吉著作集「国語学史・国語特質論」には「嘉禎四年（定家七十七歳の時）或人が、定家の自筆本で写したといふ奥書のある本」に言及する（同書77頁参照）。これだけの記述であるし、確認の術もない（他の伝書と合写される場合の多い作品なので、本当に下官集に付属する奥書であるのかどうか不安が残る）が、もし確かな事であれば恐らく定家本人による伝授であつたらう。

4、一方、為家はこれを積極的に伝授に用いた形跡がある。伝本6・7の和歌玉屑抄系の本及び中村元氏紹介の聖護院本の奥書によれば、為家は実兼かと思われる人物にこれを授け、さらに仮名遣に関する口伝を加えている。また、三類本前半の下官集（下官集甲）は定円筆本の写しを元にするが、当時の状況から見るとそれは真観本の転写ではなかったかと考えられる。その真観本下官集の出所は為家と想定するのが師弟関係から見ると合理的であろう。もしそうであれば、為家は真観と不和になる以前の壮年期から、文永八年という最晩年の実兼（？）への伝授に至るまで、この伝書を重視して門弟に与えていたことが想像できるのである。

なお、これらの伝本の本文から考えて、為家が伝授に使用したのは定家模刻本原本そのものであったと推定できる。同本を為家が所持していたのならば、当然同本は定家が為家へ伝授するために染筆した本であったと考えられよう。それはつまり家の証本の意であったと推定される。

ちなみに、3天理本は為家筆本の写しであるというが、定家模刻本原本からはかなり改変された姿を示しており、不審がある。

5、為家は建治元年に没するが、定家模刻本原本は二条家に保管され、為衡の時点まで相伝されたと一応判断される。ただし、この本から転写したと称する奥書は前述の文永八年のもの（伝本6・7）にとどまり、為氏以後に重要な伝書として活用された形跡は知られない。三類本後半の下官集（下官集乙）は従来文永本と呼ばれ、その奥書は為氏が下官集を他者に授けていたことを示すものと解釈されることがあったが、それにはただちに従えない点があり、この奥書の由来については再考すべきである。

6、一方為相は関東において二類本下官集（和歌書様・袋草紙抄出を含め）を頻りに書き与えたと想像される。和歌書様と合写された形態の本は恐らく為相が関与する以前から存在していたが、その形態にまとめた人物が誰であるかは分からない。基になった下官集は為家の使用していた定家模刻本原本とは異なるものであり、少なくとも為家が証本として認知していたものではなかった。しかしそれは定家本人の別稿を伝えている可能性があるのは前述の通りである。為相は袋草紙抄出（定家による抄出であったかどうかは不明）をも一具のものとして誤認したらしい。この辺りは為相所持の和歌書様・和歌会次第がどのようなものであったかと関わせて考察する必要があるであろう。為満が3天理本の基になった伝為家本のような原形を離れた写本しか持っていなかったのも、冷泉家に定家模刻本原本が入らなかったことの傍証となるかもしれない。

7、今川了俊は当初所持していた下官集（恐らく為秀から授けられたものか）を九州探題として下向した時期に紛失、代りに求め得た本（二類本の末流的な本）を応永十二年（1465）の正徹への伝授に用いた。翌年成立の言塵集でも同じ下官集によって「和字文字仕の事」部分を執筆した。さらに正徹はこれを金春禪竹に伝授するなど、この系統の下官集はそれなりに権威化された享受を経ることになった。正徹筆本も予楽院が元禄三年に臨写するまでは伝わっていたことが知られる。

ただし、これは近代秀歌や仮名本詠歌大概のような他の伝書とセットにされていたのであって、下官集が単独で伝授されていたわけではないことに一応留意しておくべきであろう。

8、三類本前半の下官集（下官集甲）は恐らく室町期以後に大幅な仮名遣用例の増補を被った。本論では触れていないが、仮名遣用例部分のみを切り出してやはり増補した「人丸秘抄」（文明十年¹⁴⁷⁸二月八日の甘露寺親長奥書がある。「国語学大系」所収）、行阿仮名遣、定家卿仮名遣などの仮名遣書が南北朝頃から盛んに作られており、定家の書いた形を守る享受とは別のあり方を見ることができるといえる。なおこれらのマニュアル的伝書の成立には、歌道家は特に関わってはいないようである。

仮名遣用例以外の部分が単独で享受されているような例は今のところ管見に入らない。

9、室町後期頃の奥書としては、明応二年（1493）大法師某・永正十六年（1519）某（以上伝本5）・天正十八年（1590）中院通勝（伝本6・7）・享禄元年（1528）実隆・慶長八年（1603）信尹（以上伝本1・2）を挙げ得るが、伝書として授けられた旨の記述はない。了俊・正徹以後は下官集は伝書としての機能を失い、一般的な古文獻として写し伝えられていくに止まったものと考えられる。

未見の本も多く、十分な考察とはなり得ていないが、国語学・国文学の両領域からのレファレンスに堪える書誌記述を目指したつもりである。内容的分析についてはすべて別稿に譲る。「翻刻の後に補記あり」

注

(1) この奥書を真観・定円分担書写本の意と解されたのは前掲川平氏「真名本から仮名本へ」である。あくまで一案として提示されたものだが、恐らくそれが正しいのではないかと思う（久保田氏は定円は奥書のみを加えたものと理解しておられる）。川平氏はさらに別案として、「端」＝仮名本詠歌大概、「奥」＝下官集と振り分ける案も示しておられる。この奥書を境として前後の筆者が異なるという意味だと読むわけである。これには三類本前半の下官集の奥書により、定円筆本下官集の存在が知られることも関わっているのであるが、俄かに従えない。九条家本ではこの奥書の後、第二紙を35cmほど空白にした上で第三紙から改めて下官集を書写しており、この奥書が下官集にも掛かると見るのには抵抗を覚える。

(2) 470・474・486・641・643・914・993が残りの例。

(3) この系統の奥書に見える為家の口伝について国語学研究者の側から発言した論述を知らない。しかし橋本進吉は知っていたはずであることを中村氏が指摘しておられる（『下官集』における「通用」の意味）中世文芸論稿10、昭62・2、補記1参照）。橋本著作集の『国語学史・国語特質論』所収の昭和三年度の講義案の中に文永奥書の一部が紹介されているからである。ただしそれは為家の口伝の部分ではなく、奥書の下段部分のみである。

三類本の13彰考館蔵「会席作法」所収本には全体に詳しく同じ彰考館蔵の6による校合が加えられており、文永奥書も転載されている。橋本は後に『国語学大系』に底本として使用される下官集本文メモに13を校合本として取り込んでおり、その過程でこの奥書を知ったのであろう。

(4) この古今集抜書部分については、田村緑氏「古今和歌集貞心本の性格―差声のある句を中心に―」（国語国文53―12、昭59・12）・秋永一枝氏「古今和歌集声点本の研究 研究編下」（363―363頁）に論があり、この抜書が依拠した古今集について検討されている。それによれば、室町記に差声句を増補しような本でなく、通常の定家本の形を保っていることまでは確認できそうである。ただし転写の過程で声点の意味を理解しない書写者が介在しており、確認し得た三類本諸本の声点はその機能を失っている（つまり、文字の左傍の不明確な位置に差されていて、無意味な傍点になってしまっている）。彰考館本はまだそ

れほどひどくはないが、新宮城本や静嘉堂本では単なる傍点でしかない。ただし「国語学大系」本ではかなり声点らしいものとして翻刻されており、あるいはその底本であった不忍文庫本は原態をよく留めていたのだろうか。

【語学叢書】は底本とした新宮城本の声点を利用に堪えないのですべての点を削除してしまっている。「語学叢書」本を用いた「国語国文学研究史大成15 国語学」では、これらの声点のみは「国語学大系」本から転記しているのである。

(5) なお田村氏は陽明文庫蔵「静範書写古今集奥書写し」により論じておられるが、その元は現在専修大学図書館蔵の花山院師継筆本である（中田武司氏「古今集貞応二年七月本について」専修国文47、平3・9参照）。

翻刻

底本…大東急本（底）「欠落は京大模本（京）で補う」 校合本…九条家本（九）・黒川本玉屑抄（黒）

底本に模刻に際して付された細字注は「」に入れて示す。他本には存在しない。仮名遣の異同はすべて採るが、同じ語で漢字か仮名かの相違は採らない。但し、この点では三本に相違は少ない。

「定家卿模本 斎藤蔵」（題簽）

「表紙

「三藐院関白臨定家卿書」（細字）

¹ 僻案人不用又不可用
² 僻案事也

此事此廿余年以来之人

殊有存旨歟悉被書改

大略皆書えと書てへとと

被棄歟と見ほとにふゑ

絶たへ許_二此字出来

言語にも美_二□女房達_一

1 コノ一行ナシ（九）①紙部分スベテナシ（黒）

2 ①紙部分コレ以下ハ末尾ニ「袖書云」トシテ記

ス（九）

3 □（ツブレテ読メズ）―麗（九）

月次のえみむ五禁不具
えあん⁴

なりと

一 書始草子事

如狭衣 仮名物多置右枚自左枚書始之

物語ハ 旧女房所書置皆如此先人又

用之清輔朝臣又用之或自右枚端

必自左⁵ 書之伊房卿如此下官付此說模

枚書⁶ 漢字之摺本之草子右一枚白紙

流例歟 徒然似無其詮之故也

一 嫌文字事

他人惣不然又先達強無此事只愚

意分別之極僻事也親疎老少一⁷

人無同心之人尤可謂道理況亦^{8,9}

当世之人所書文字之狼藉過于

古人之所用來心中恨之

緒之音 在をちりぬるを書之
仍欲用之

をみなへし をとほ山 をくら山

たまのを をさ、 をたえのは^{10, 11}

4 不具えあんなりと一不具えあむめりと申す(九)

「①紙

5 必一心(黒)

6 書一事(黒)

7 之者(九)

8 況(字体不分明)一況(九)咒(黒)

9 亦一忽(黒)

「②紙

*コノ条「を」ハスベテ「遠」ノ草体。

10 ははし(九黒)

をくつゆ てにをはの詞のをの字

尾之音

おうゐの奥山書之故也¹¹

*コノ条「お」ハスベテ「於」ノ草体。

おく山 おほかた おもふ おしむ

おとろく おきのは おのへのまつ¹²

花をおる 時おりふし

近代之人 え 枝¹³ むめかえ まつかえ たちえ 江

多 笛ふえ 断たえ 消きえ 越こえ きこえ

¹⁵ふゑとかく 見え 風さえて かえての木 えやはいふきの

古人所詠へ うへのきぬ 不堪 たへす 通用常事也¹⁴? しろたへ

¹⁶あしまふ 草木をうへをく裁也 としをへて

¹⁷江を まへうしろ ことのゆへ 栢かへ

以之可為証 やへさくらけふこゝのへに さなへ²⁰

ゑ すゑ ゆくゑ こゑ こすゑ

絵 衛士 ゑのこ 詠²¹ 詠則詠 産穢

垣下座²¹ まなかのさ ものゑんし²² 怨²³

ひ こひ おもひ かひもなく いひしらぬ

あひ見ぬ まひ²⁴ と うひこと

いさよひの月 但此字哥之秀句之時皆通用²⁵

11 奥山—おくやまに (九)
12 へ—ゑ (黒)

*コノ条「きこえ (江)」以外ノ「え」ハ「衣」ノ草体

13 ほつえ—ほりえ (黒)

14 常事也—道事也 (九) 常事也 (黒)

③紙

15 ふゑとかく—ふゑと書之 (九)

16 「まよ」(底ヨメズ、京ニテ補ウ) —まよ (九黒)

17 江を—江に (黒)

18 草木をうへをく裁也—うへをく草木を裁也 (九)

19 に—ナシ (黒) 20 コノ次ニ「とへ問答 こた

へて (シテ) おもへは—アリ (九黒)

21 ん—む (九) 22 ん—む (九) 23 怨—怨也 (九黒)

24 ー—こ (九黒)

25 用—用之 (黒)

る 藍ある つゝに達いたいてぬへきき 池のいゝる

よゝるのまよひ又常事也 おひぬれはおいぬれは又常事也

い にしのたい 鏡たい 天かい

右事ハ非師説只発自愚「意見」²⁹

旧草子了見之

一 仮名字かきつゝくる事

としのう ちには るはきにけりひ

と、せをこ そとやい は「む」ことし³¹

如此書時よみときかたし句を

かきゝる大切 よみやすきゆへ也

としのうちに はるはきにけり ひと、せを

こそとやいはむ ことしとやいはむ仮令如此書

一 書哥事

知物様之人称故実態以上句之末

下句之行之上に書

さくらちるこのしたかせは さむか³²

らてそらにしらぬゆきそふりける

如此書雖有其説當時至愚之性迷

26也—之(九黒) 27コノ語ト注ヲ「うひこと」ノ左

傍ニ挿入スベキ記号アリ—訂正シタ位置ニアリ

「④紙 (九黒、但シ黒ハ「あひぬれはおひぬれは又常事也」)

28ハ—以(九)

29「意見」(底破損、京ニテ補ウ) —意見(九黒)

30コノ一首書様「としのうちに／＼るはきにけり

ひ／＼と、せをこ／＼そとやい／＼はむことし」(九)

「としのう／＼ちには／＼なはなは／＼きに／＼けりもひ

／＼と、／＼せ／＼を／＼こそ／＼とや／＼いはむ／＼こと

し」(黒) ∴空隙ヲ／＼ニテ示ス。

31「む」(底破損、京ニテ補ウ) —む(九黒)

32黒、「さむからて」ノ後デ改行ス。

「⑤紙

而不弁上下句只付読安可用左説³³

33 左一包（黒）

さくらちるこのした風はさむからて

そらにしられぬゆきそふりける

真名を書交字或ハ落字之時

上句一行にたらすなれとも只如闕字

其所を置て次の行に可書下句之由洪之³⁴

34 洪一傍注「執シフス」トアリ（黒）

一 草子付色々符事^{シレン} 和漢有之

仮令

古今和哥集卷第二

如此之所也

左枚書始其事時多付件枚

清輔朝臣如此付

先人左枚雖書之付不書右枚

下官用之 以右手引披依有便也

已上先人下官存之他人不同心

（原本ノ紙継ヲ示ス線）

「二条中将為衡朝臣筆」（細字）

未被及御覽候歟之由存候

* 以下ナシ（九黒）各々ノ奥書ハ本論参照

「⑥紙

定家卿筆作候故進上仕候

相構而可有御隱密哉比興々々キクママ

「此紙者コハ杉原歟」(細字)

定家卿真跡也 為衡朝臣進

養徳院即伝領之可秘

(花押)

「此紙者ウチクモリ」(細字)

「是ハ即鳥子也」(細字)

右奥書判形雖不知之実相院准后義運

大僧正歟筆跡相似者也彼准后者養徳院

贈左相府鹿苑院殿御舍弟權大納言
満詮号小川殿子息也相伝有其

由歟為衡朝臣者二条家正流為遠卿子也

家之文書悉相伝之仁所進養徳院無疑者

乎尤可秘藏者也

享祿元年後九月廿八日老納道遥子誌

「⑦紙

「⑧紙

* 以下底補写。

此一巻堀尾出雲守所持也閑

覽多幸之余令書寫了

慶長八年卯月廿五日 信尹

「井上慶壽鐫」(京ノミニアリ、細字)

一〇九紙

*貴重な資料の翻刻をご許可下さいました大東急記念文庫をはじめ、諸本の閲覧に際してお世話になりました諸機関にこの場を借りて御礼申し上げます。

【補記】

稿中で取り上げた諸本のうち、内容未詳とした島原図書館松平文庫蔵本であるが、まだ実際に調査する機会を得ないものの、校正中に川平ひとし氏御所蔵の写真を拝見させていただくことができた。氏の御厚意に感謝申し上げます。それによると「百官付唐名」を合写することを始め、内容は全く15静嘉堂本と同一であり、独自にいくつかの誤謬はあるものの本文的には松平本の方がやや勝る。それらの箇所では14新宮城本は静嘉堂本と誤謬を共有する関係にある。新宮城本も、「百官付唐名」と合写された松平本・静嘉堂本のような形態の一本から分かれたのであろう。

松平本は「国語学大系」本と同じく、末尾の文永奥書の「新大納言」に「為氏」の傍記がある。この傍記は新宮城本や13彰考館本には無く、「国語学大系」は恐らくこの部分を焼失した不忍文庫本に拠っているのだらうと思われるが、これに限らず松平本は「国語学大系」翻刻本文との近似を感じる部分があり、橋本進吉が主たる底本に使用したのが不忍文庫本ならばそれが松平本と近似する本だったのであろうと想像される。

さてその上で注意したいのは、三類本末尾の古今集抜書部分の声点のことである。ここの部分の差声が三類本のどれを見てもいい加減であり、「国語学大系」の翻刻のように明瞭な注記ではないことは稿中で述べたが、松平本を見ると、静嘉堂本や彰考館本よりもやや良く、新宮城本より遥かに良いとは言えるものの、なお点を差す位置が甘くてアクセント指示としては不分明な場合がかなりある。そうすると、「国語学大系」が使用したと思われる不忍文庫本の声点も似たようなものであった可能性は高くなる。活字

本として版行するに際し、あいまいな位置の点を担当者が思い切って平声か上声に分属せしめてしまった場合がかなりあったのではないかとの疑いを禁じ得ない。「国語学大系」の声点を転載した「国語国文学研究史大成」をも含め、音韻史の観点から資料とする場合には（この種の資料を扱うに際しては当然の配慮ではあるが）注意が必要であらう。